

笠松町長交際費の公表に関する要綱

平成22年 5月11日告示第50号

改正 平成25年 4月 1日告示第58号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公正で透明な町政の運営に資するため、町長交際費の支出に係る情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表する内容)

第2条 町長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出日
- (2) 支出区分
- (3) 支出件名
- (4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、個人名等の情報は公表しないものとする。

(支出区分)

第3条 前条第1項第2号に規定する支出区分は、支出の内容により、次のとおり分類する。

支出区分	支出の内容
祝 金	祝賀会等各種行事に際する御祝に係る経費
見 舞 い	病気、災害、事故等に対する見舞いに係る経費
弔 慰	町政関係者、協力者及びその親族に対する香典、供花等に係る経費
会 費	各種団体が行う懇親会等飲食を伴う会合への出席に係る経費
そ の 他	前各号のほか町長が特に必要と認めた場合

(公表の時期)

第4条 町長交際費の公表は、月毎に行うものとし、当該月分を翌月の末日までに行うものとする。

(公表の方法)

第5条 町長交際費の公表は、笠松町ホームページに掲載するとともに、閲覧の申出があった場合は、総務部総務課において閲覧に供することにより行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月11日から施行し、平成22年4月1日以後に支出のあったものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。